



2015年5月15日

各 位

会 社 名 王子ホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 矢嶋 進  
 (コート番号：3861、東証第一部)  
 問合せ先 総務部長 水津 健二  
 (TEL 03-3563-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年6月26日開催予定の第91回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

2015年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行され、責任限定契約を締結できる役員<sup>(注)</sup>の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第25条(社外取締役の責任限定契約)および第32条(社外監査役<sup>(注)</sup>の責任限定契約)に所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第25条(社外取締役の責任限定契約)の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(社外監査役<sup>(注)</sup>の責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2015年6月26日(金)  
 定款変更の効力発生予定日 2015年6月26日(金)

以 上